



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和6年6月27日(木)

宮城労働局雇用環境・均等室

室長 加藤 明子

室長補佐 高須賀 左知

(電話) 022(299)8844

「改正育介法・次世代法に関する特別相談窓口」を設置します

宮城労働局では、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」及び「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」の法改正に関する相談に対応するため、下記のとおり「改正育介法・次世代法に関する特別相談窓口」を設置します。

○改正育介法・次世代法に関する特別相談窓口

場 所：宮城労働局雇用環境・均等室

仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎8階

電話番号：022-299-8844

開設期間：令和6年7月1日～令和8年3月31日

※土・日・祝・年末年始を除く

受付時間：9：00～16：30

※12：00～13：00を除く

法改正の円滑な施行に向け、男女労働者、事業主からの相談に幅広く対応いたします。中小企業事業主の皆様やパートタイム・有期雇用労働者の皆様もぜひご相談ください。

改正育介法・次世代法に関する

特別相談窓口のお知らせ

～育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法が改正されました～

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号。以下「改正法」という）が令和6年5月31日に公布されました。

【改正の概要】

● 育児・介護休業法の改正のポイント（施行日：令和7年4月1日※）

- ①柔軟な働き方を実現するための措置等の義務化
 - ②所定外労働の制限（残業免除）の対象の拡大
 - ③育児のためのテレワークの導入の努力義務化
 - ④子の看護休暇の見直し
 - ⑤仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化
 - ⑥育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大
 - ⑦介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化
- ※①⑤の施行日は公布後1年6か月以内の政令で定める日

改正法以外の育介法・次世代法の制度等についてもご相談ください！



● 次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

- ①法律の有効期限の延長（施行日：令和6年5月31日）
- ②育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務化（施行日：令和7年4月1日）

宮城労働局では、改正法の円滑な施行に向け、男女労働者、事業主からの相談に幅広く対応できるよう、令和8年3月31日まで相談窓口を以下の通り開設しています。中小企業事業主の皆様やパートタイム・有期雇用の皆様もぜひご相談ください。

特別相談窓口のご案内

相談窓口

宮城労働局
雇用環境・均等室

仙台市宮城野区鉄砲町1番地
仙台第四合同庁舎8階

相談受付時間

9：00～16：30
(12：00～13：00除く)
(土・日・祝・年末年始除く)

相談方法

来局または電話
※丁寧にご相談に対応いたします。時間に余裕をもってご相談ください。

TEL 022-299-8844